

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- I. 賃上げ促進税制
- II. 健康保険制度・雇用保険料の改正点
- III. 家族信託で税金はどうなる？

### [ 今月のトピックス ]

- ・中小企業庁情報コーナー
- ・法務省情報コーナー
- ・今月のブックマーク
- ・事業復活支援金のお知らせ
- ・消費税インボイス制度WEBセミナーのお知らせ

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group  
**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研  
**TFGM&ALLI**株式会社

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F

TEL (06) 6538-0872

FAX (06) 6538-0896

E-mail [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

(編集担当 藤本)

## Ⅰ 賃上げ促進税制

### — 成長と分配の好循環の実現のために —

令和4年3月22日に令和4年度税制改正法案が国会で成立しました。現内閣は、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期しつつ、未来を見据え、「成長と分配の好循環の実現」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトに、新しい資本主義の実現に取り組むことにしています。

さて、これから記載する賃上げ促進税制ですが、上記の「成長と分配の好循環の実現」が基本的な考え方となっており、長期的な視点に立って一人ひとりへの積極的な賃上げを促すとともに、株主だけでなく従業員、取引先などの多様なステークホルダーへの還元を後押しする観点から、賃上げに係る税制措置を過去最高水準の税額控除率として強化し、「成長と分配の好循環」が早期に起動することを目的としています。特に、地域経済の中核を担う中小企業を取り巻く状況（実感されていることと存じますが…）は、ますます厳しさを増しています。そのため、コロナ後を見据えて、中小企業の生産性の向上と経営基盤の強化を支援するため積極的な賃上げ等を促すための措置を強化したいというのが伺えます。

なお、「賃上げ促進税制」という呼称は、既存の人材確保等促進税制（大企業向け措置）及び中小企業向け所得拡大税制（中小企業向け措置）を一つの制度とし、令和4年度の税制改正で見直しが行われましたが、当ニュースは、中小企業向け措置の改正前と改正後を中心とした記載とさせていただきます。

### ■ 「中小企業者等」とは

中小企業向け措置の対象となるのは、青色申告を提出する中小企業者等で次に該当するものを指します。

1. 次のいずれかに該当する法人（ただし、前3事業年度の平均所得金額が15億円超の法人は対象外）
  - ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（同一の大規模法人と完全支配関係がある等の場合は、対象外）
  - ② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
2. 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
3. 協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等）

## ■ 適用要件

適用要件については、改正前と改正後で違いはありません。国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業年度においてその中小企業者等の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5%以上であるときです。国内雇用者とは法人又は個人事業主の使用人で国内所在事業所において作成された賃金台帳に記載された者で、パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員などは含みません。また、比較雇用者給与等支給額とは、適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。なお、適用年の前年に事業を開始した場合は、その給与等の支給額に12を乗じて、これをその適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額をいいます。

## ■ 税額控除

上記の適用要件に該当する場合は、改正前では控除対象雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除し金額）の15%相当額の特別税額控除ができることとされています。さらに、一定の要件を満たせば10%の上乗せ加算もあり、最大控除率は25%となっています。ただし、控除上限があり、適用年度の法人税額の20%を上限としています。一方、改正後は控除対象雇用者給与等支給増加額の15%相当額の特別税額控除は変わりませんが、上乗せ加算は、適用年度の雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額の2.5%以上増加していれば15%の加算があり、また、適用年度の教育訓練費の額が前年度の教育訓練費の額の10%以上増加していれば10%の加算もあり、両者が該当すれば最大控除率は40%になります。なお、改正前の適用年度の法人税額の20%の控除上限はそのままです。

## ■ 適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。（個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象）

## ■ 実務上の留意点

留意点として以下のようなことがあります。

1. 教育訓練費に係る税額控除の上乗せ措置の適用を受ける場合には、改正前は教育訓練費の明細を記載した書類を確定申告書に添付する必要がありましたが、改正後は保存義務となります。
2. 控除税額の上乗せに関する要件のうち、経営力向上計画の認定はなくなりました。
3. 適用年度の法人税額の20%を限度とする控除上限はそのままです。

コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻で燃料や原材料などの値上がりといった厳しい経営環境で、従業員の方々の賃上げは難しいかもしれません。しかしながら、これが可能であるならば企業の持続的な成長に資する人材投資としてご検討されてはいかがでしょうか。



## 中小企業庁情報コーナー

「事業承継・引継ぎ補助金」の補正予算が国会を通りました。

この補助金の対象経費は、経営革新等にかかる費用（設備投資費用、人件費、店舗・事務所の改築工事費用等）および、引継ぎ時の専門家等活用に係る費用（M&A支援業者に支払う手数料、デューデリジェンスにかかる専門家費用等）や経営革新・経営資源の引継ぎ・再チャレンジに伴う廃業費用です。

これにより、M&Aなどの費用も補助金で一部軽減され活性化されることになるでしょう。

## II 健康保険制度 + 雇用保険料の改正点

－ 運用の留意点と料率変更－

### ■ 健康保険制度

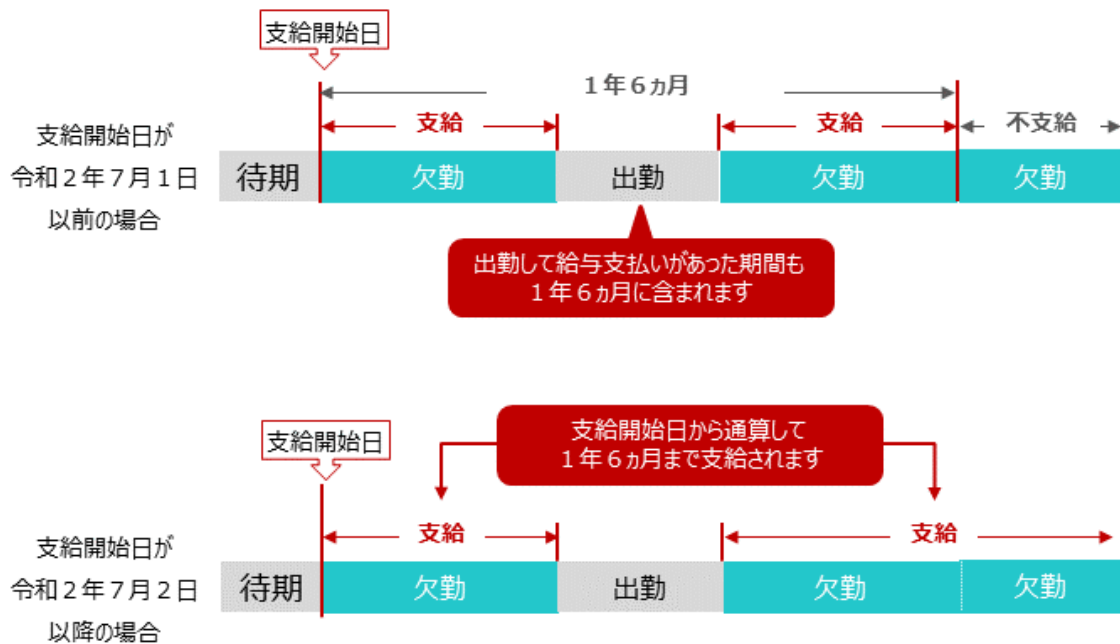
治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得補償ができるよう健康保険法等が改正され、この改正により令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されました。

令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。

- ・同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達するまでとなります。
- ・支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り返して支給可能になります。

支給期間の考え方



### ■ 雇用保険料率の改正

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立し、令和4年度の雇用保険料率に変更になり、4月からは事業主負担分、10月からは労働者負担・事業主負担の保険料率に変更となります。年度途中から保険料率が変わりますので注意が必要です。

	令和4年4月1日～令和4年9月30日	令和4年10月1日～令和5年3月31日
一般	9.5/1000 (労:3、事:6.5)	13.5/1000 (労:5、事:8.5)
農林水産・清酒製造	11.5/1000 (労:4、事:7.5)	15.5/1000 (労:6、事:9.5)
建設	12.5/1000 (労:4、事:8.5)	16.5/1000 (労:6、事:10.5)

## III 家族信託で税金はどうなる？

ーメリット・デメリットも含めてー

家族信託が広まってきた背景については、親の認知症による財産凍結の問題があります。親が認知症等になり色々な契約をすることが困難となると預金を下ろすことや自宅の売却を行うことができないことになりかねません。

認知症が悪化した後にも利用できる対策として成年後見制度がありますが、親族が後見人に選ばれる可能性が低く、財産の管理・運用・処分が制限されることがあるため利用しづらいという意見もあります。そこで、そのような影響を受けずに子供が親の代わりに財産を管理できる制度として家族信託があります。

### ■家族信託とは

信託の内、財産の管理を家族に委託することを家族信託といいます。

家族信託における登場人物

1. 所有する財産の管理を他者に託す「委託者」
2. 財産の管理を託された「受託者」
3. その財産から生み出された利益を受ける「受益者」

の三者であります。一般的には委託者と受託者が契約を締結して信託を設定することとなります。

### ■税金

家族信託契約を締結したとき、「誰に」「どのような場合」「どのような税金」がかかるのかについて説明します。

#### 1. 税金は「誰に」かかる？

「誰に」税金がかかるかについては、税制では財産から生み出された利益を実質的に受けた人に課税する「実質所得者課税の原則」という考え方があります。家族信託において、財産の所有権は形式上、委託者から受託者に移行しますが、信託財産から生み出された利益を受けるのは、上述の登場人物3.の「受益者」です。結果、基本的には「受益者」に税金がかかります。

#### 2. 「どのような場合」に税金はかかる？

「どのような場合」に税金はかかるかについては、信託の効力が生じたときの「前後」で信託財産から生じる利益を受ける人が変わった場合です。

#### 3. どのような税金がかかる？

どのような税金がかかるかについては、利益を受ける人が変わった原因により異なります。

##### (1) 受益者の死亡が原因の場合→相続税

信託契約で委託者兼受益者（例：父親）が死亡した場合には、受益者の地位を引継ぐ新たな受益者を定める必要があるため、信託契約により定められた新たな受益者（例：奥様）に対して相続財産が配偶者控除などを超える場合、相続税がかかります。

なお、奥様がなくなられ、2次相続となった場合、その時点で信託が終了し、長男（信託契約で長男が引き継ぐとすると）が財産を引き継ぎ、相続財産が基礎控除額を上回る場合、長男に相続税がかかります。

## (2) 受益権を売却した場合→所得税・住民税

受益者が信託財産から利益を受ける権利「信託受益権」を他人に売却した場合、売却から生じた利益に対して受益者に所得税・住民税がかかります。

## (3) 贈与した場合→贈与税

家族信託では形式上、財産が委託者から受託者に移りますが、信託財産から利益を得るのは受益者であるため、委託者から受益者に対して財産が移行したとみなされます。当該移行に対して贈与税がかかるか否かは「委託者」と「受益者」の関係により判断します。

委託者と受益者が同じ人（いわゆる、自益信託）の場合、信託財産から利益を受ける人が変わらないため、受益者に贈与税はかかりません。一方、委託者と受益者が違う人（いわゆる、他益信託）の場合、財産から利益を受ける人が異なるため、受益者に贈与税がかかります。

## (4) 不動産を信託した場合、所有権移転登記が必要→登録免許税・固定資産税

名義は委託者から受託者へ移転しますが、形式上の移転に過ぎず、信託設定時に受託者に不動産取得税はかからないことには留意が必要です。

### ■メリット・デメリット

#### 1. メリット

(1) 家族信託契約のなかに、次の財産権を継がせる人を定めることができるため、委託者の「思い通り」に財産の承継などを決定できることです。

(2) 財産の名義を子供に変えられることや広い裁量を与えられることです。

#### 2. デメリット

(1) 家族信託の受託者を誰もやりたがらない場合が考えられます。そうすると、家族信託自体ができないこととなります。

(2) 子供が2人いて、そのうちの1人を受託者とした場合、他の子供に何も知らせず勝手に進めてしまうと知らされなかった子供からのクレームがつくリスクがあります。



## 法務省情報コーナー

令和4年2月号でご紹介の相続登記の義務化の追加情報。

相続不動産の取得を知ってから3年以内の登記の義務化が令和6年4月1日から施行し、正当な理由がないのに怠れば、10万円以下の過料が科される罰則を伴った完全義務化という国の強い姿勢が感じられます。さらに施行後以降に発生する相続だけでなく、法改正前にさかのぼって発生した相続もすべて対象になります。つまりそういった不動産をお持ちの方は遅くとも令和9年3月31日までに登記しておかないと10万円以下の罰金がかかることとなります。従って、そういった不動産などがないかももう一度、確認されてはいかがでしょうか。



## 今月のブックマーク

仕事でプレゼンテーションやチラシ作成、ロゴなどデザインで困ったことはありませんか「canva」はそういった方にテンプレートやサンプルが豊富に掲載されています。動画作成やInstagramなどもあり、見ているだけでも楽しいサイトです。

[https://www.canva.com/ja\\_jp/](https://www.canva.com/ja_jp/)

## 事業復活支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で事業を継続するために頑張っている事業者の方に継続して回復してもらうために国が新たな支援金を用意しました。すでに受付も開始され該当される事業者様は早めに申請をお勧めいたします。

- 対象者 次の条件を満たす必要があります。
  1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
  2. 2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上が2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者
- 給付額 中小法人 上限最大 250万円  
個人事業者等 上限最大 50万円
- 計算方法 基準期間の売上高－対象月の売上高×5か月分

### ●給付上限

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
△50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
△30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※一時支援金又は月次支援金を受給された方の申請は簡易になっております。過去の申請情報を活用もできますので早めのご対応をお勧めいたします。

## 消費税インボイス制度 シリーズⅡ WEBセミナーのご案内

今回は、売り手・買い手の留意点というテーマにて実施いたします。一定期間配信期間を設けています。皆様の不明点・不安点の解消に役立てれば幸いです。

- WEB配信期間 5月2日（月）10:00 ～ 5月13日（金）24:00迄
- お申し込み期限 4月22日（金）迄
- 費用 無料
- お申し込み方法 申込書に必要事項ご記入の上、FAXまたはメール

※くわしくは、別紙「お知らせ」をご参照ください。

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、相続対策等に関する支援等についてのコンサルティング業務、中小M&Aなどご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようお願い申し上げます。

※4月26日（火）13時から17時の間の30分程、電話工事のため不通となる時間が生じます。ご不便おかけいたします。

起業・革新・ベンチャー支援・・・Tax&Financial Group

TFG 検索

**TFG 税理士法人**  
株式会社 東亜経営総研  
TFGM&A ルリエ株式会社

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております。

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp  
TFG ニュース編集担当 藤本 清